**病理解剖について**

この度のご家族(親族)ご逝去に際し、謹んでお悔やみ申し上げます。

　（　　　　　　　　　　　）病院では、お亡くなりになられた患者さんの、病理解剖のご承諾をご遺族にお願いしております。以下の説明を主治医よりお聞きになり、病理解剖の実施をご承諾いただいた際は、別にご用意します「病理解剖承諾書」に、ご遺族の代表の方によるご記載をお願い致します。

**１　病理解剖の目的**

　病理解剖では、生前の診断が妥当であったか、あるいは現在の診療技術では明らかにできなかった病変がなかったか、治療の効果はどれぐらいあったのか、死因は何かなどを調べます。

病理解剖で判明した所見は、お亡くなりになられた方の病気の病態の解明に役立つだけでなく、同じような病気で苦しんでいる方々の診断や治療のためにも大変貴重な情報となります。

**２　病理解剖の手順**

１）　病理解剖に要する時間は通常３時間程度です。その間、霊安室などでお待ちいただくことになります。夜間にお亡くなりになられた場合には、基本的に翌朝に実施させていただきます。

２）　病理解剖は、死体解剖保存法に則って専門の病理医によって厳粛に行われます。ご遺体は最大限、丁重に扱わせていただきます。通常は胸（頸部を含む）およびお腹の中を調べます。病気の種類によっては、頭部（脳）なども調べさせていただく場合がありますが、その際には担当医よりご説明を申し上げ、ご了解をいただきます。

３）　皮膚切開は、胸（頸部を含む）とお腹の場合には、通常両方の鎖骨と胸骨とおへそを結ぶＹ字型の切開が加えられます。脳については両耳と頭頂部を結ぶ線に沿って切開します。解剖終了後は、切開部分からの血液や体液のもれを防ぐために必要な部位に凝固剤を入れて液体を固めます。さらに切開線は糸にて細かく縫合され、さらに絆創膏で上から覆い保護されます。お棺に入れた状態では、外見上切開部はみえません。もし切開の範囲についてご要望がある場合には、事前に担当医までお申し出下さい。

４）　調べた臓器や組織は遺体から取り出され、別途保存されます。詳細な肉眼観察の後に、その一部を顕微鏡で検索するために詳細な検討を加えます。

５）　保存された臓器は一定期間（通常３－５年間）保存した後に礼意を失することなく荼毘（だび）に付されます。一方、顕微鏡観察用の組織はパラフィンブロック（ロウにつめられた標本）の形で半永久的に保存されます。顕微鏡標本はこれらのブロックを薄く削って作成します。

６）　肉眼標本や顕微鏡標本は医学教育や研究目的でも使用されることがあります。それらの場合、患者さんの個人情報を守ることをお約束致します。研究利用に関しては、産業医科大学倫理委員会（臨床研究審査委員会）の承認を得るものとします。

**３　結果の報告**

１）　病理解剖の終わった時点で担当医から病理解剖結果についての暫定的な説明があります。病理解剖の最終報告書が出るまでには通常数ヶ月かかります。その報告についてお知りになりたい場合、その他ご不明の点がある場合には、担当医までご連絡下さい。

２）　病理解剖の結果は、日本病理学会が作成している日本剖検輯報にその概要が掲載されると共に、一般社団法人National Clinical Databaseに登録されます。なお、これらの資料には、個人を特定できるような情報が掲載されることはありません。

**４　法要**

　　病院では年に一度医学部との合同法要（御霊慰霊祭）を開催し、ご遺族とともに慰霊をさせていただいております。後日ご案内を差し上げますので、ぜひご参列下さい。

**５　費用**

　　病理解剖に健康保険は適用されませんが、病理解剖にかかる経費は全て病院が負担致します。ご遺族に金銭的なご負担をおかけすることは一切ございません。

以上の説明にて病理解剖のご承諾がいただけない場合でも、ご遺族が何らかの不利益を被ることは一切ございません。

**６**　**連絡先**

病理解剖につきまして質問や疑問点などがある場合は、下記までご連絡ください。

**（　　　　　　　　　　　）病院**

診療科：

担当医師：

住所：

電話：